

国立大学法人一橋大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人一橋大学役員給与規程により、役員賞与については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・本給月額 基礎としている国家公務員指定職俸給表の引下げ改定に準拠し、平成24年4月に本給月額を0.5%減額する改正を行った。

理事

・本給月額 基礎としている国家公務員指定職俸給表の引下げ改定に準拠し、平成24年4月に本給月額を0.5%減額する改正を行った。

理事(非常勤)

改訂なし

監事

該当なし

監事(非常勤)

改訂なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 19,867	千円 12,555	千円 5,428	千円 1,883 0 (地域手当) (通勤手当)			
A理事	千円 16,048	千円 10,142	千円 4,385	千円 1,521 0 (地域手当) (通勤手当)			
B理事	千円 16,155	千円 10,142	千円 4,385	千円 1,521 106 (地域手当) (通勤手当)			
C理事	千円 16,167	千円 10,142	千円 4,385	千円 1,521 118 (地域手当) (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円 ()				
A監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円 ()				
B監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円 ()				

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注4:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

採用の抑制、事務組織の改革、業務の合理化・簡素化等により人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた給与水準の決定を行う。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に基づき、一般職員については一般職員評価の評価結果を考慮の上、勤勉手当の成績率の決定、昇給、昇格の実施を実施し、教育職員については教育職員評価の評価結果を考慮の上、勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績に応じた成績率に基づき支給している。
本給月額 (昇給)	昇給日前1年間の勤務成績に応じた昇給区分、昇給の号俸数を定め、昇給させている。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

・平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

【給与改定による措置】

・実施期間:平成24年4月～平成25年3月

(教職員について)

・本給表関係の措置の内容:一般職本給表について平均0.23%引下げ

・諸手当関係の措置の内容:管理職手当の引下げ 一律 ▲10.00%
大学院担当調整額(教育職本給表5級)の基本額の引下げ

・平成24年4月に若年・中堅層(36歳未満の教職員)に対し、平成18年～21年度に抑制してきた昇給を2または1号俸回復させた。

【臨時特例法に基づく措置】

・実施期間:平成24年7月～平成25年3月

(役員について)

・本給月額減 ▲9.77%

・国と異なる措置の概要:役員賞与の改定は行わない。

(教職員について)

・本給月額の減額率:

教員	教育職本給表	5級	▲9.77%
		4, 3級	▲7.77%
		2級	▲4.77%
職員	一般職本給表	10級～7級	▲9.77%
		6級～3級	▲7.77%
		2級, 1級	▲4.77%

・国と異なる措置の概要:期末・勤勉手当の改定は行わない。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 486	歳 47.1	千円 8,114	千円 5,934	千円 110	千円 2,180
事務・技術	人 130	歳 40.9	千円 5,782	千円 4,321	千円 109	千円 1,461
教育職種 (大学教員)	人 352	歳 49.3	千円 8,986	千円 6,537	千円 111	千円 2,449
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員の教育職種(外国人教師等)、その他医療職種(医療技術職員)、及びその他医療職種(看護師)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

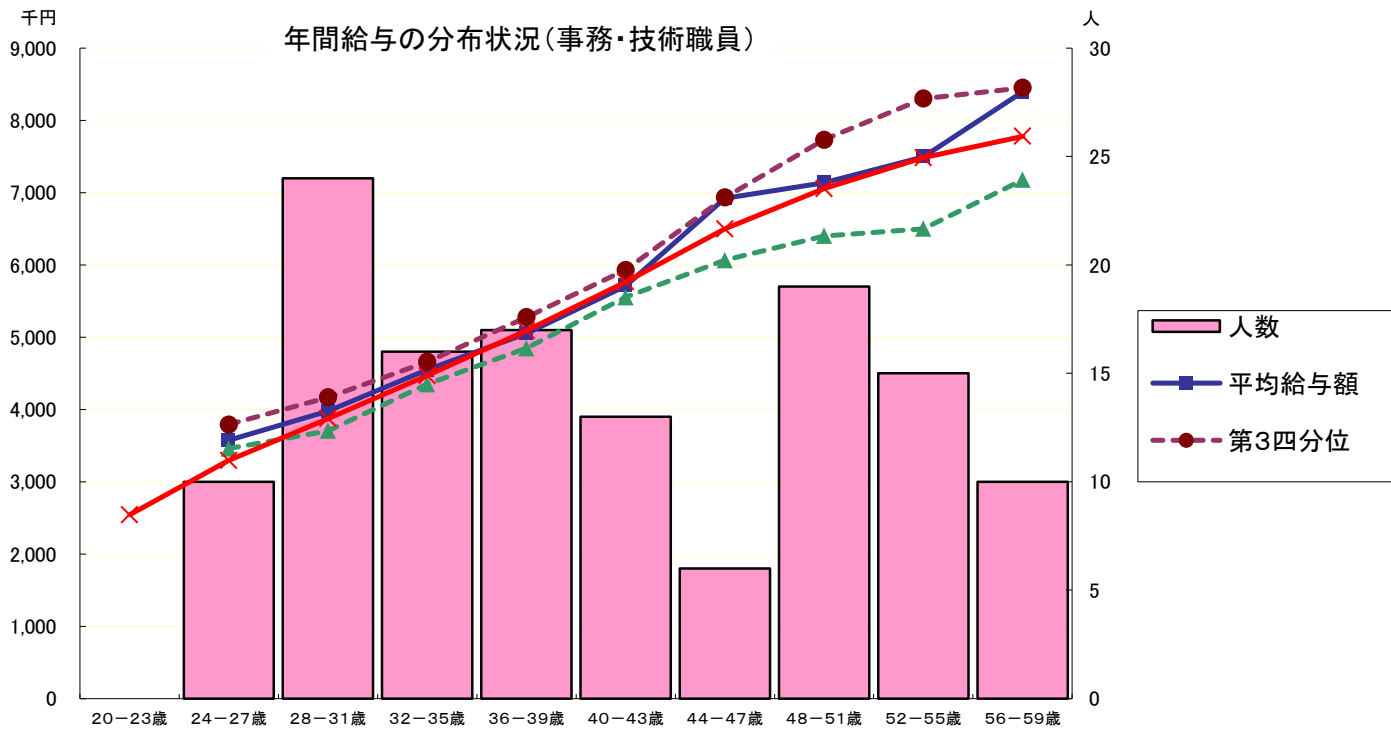
注3: 在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員については該当者がいないため、記載していない。

[年俸制適用者]

非常勤職員	人 4	歳 43.5	千円 4,199	千円 2,841	千円 236	千円 1,358
事務・技術	人 1	歳 34.5	千円 3,696	千円 2,865	千円 382	千円 831
教育職種 (大学教員)	人 3	歳 46.5	千円 4,366	千円 2,832	千円 188	千円 1,534
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員については該当者がいないため、記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))



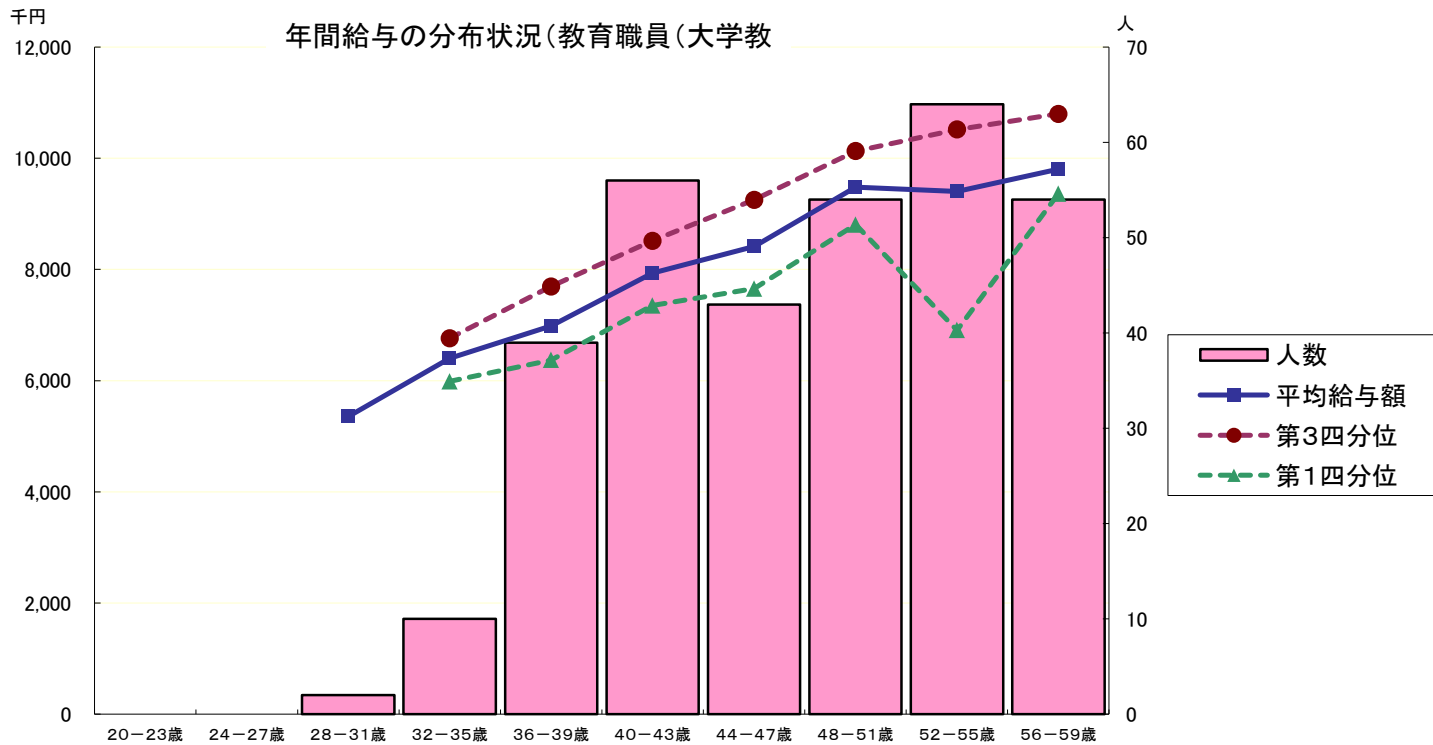
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
局長	1	—	—	—	—
部長	4	52.8	—	10,082	—
課長、室長、事務長	14	53.8	8,082	8,394	8,644
課長代理	13	51.8	6,851	6,965	7,190
係長	48	41.8	5,014	5,555	6,064
主任	4	47.0	—	5,744	—
一般職員	46	31.0	3,705	4,078	4,329

注1: 局長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢と年間給与の平均額と、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2: 部長、主任の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
教授	193	53.5	9,480	10,205	10,844		
准教授	79	43.4	7,557	8,044	8,515		
講師	16	36.5	6,227	6,527	6,636		
助教	4	38.0	—	6,076	—		
助手	60	47.9	6,243	6,502	6,808		

注:助教の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任	係長	課長代理	課長、室長 事務長
人員 (割合)	人 130	人 8 (6.2%)	人 39 (30.0%)	人 46 (35.4%)	人 14 (10.8%)	人 10 (7.7%)
年齢(最高～最低)		歳 28～24	歳 52～26	歳 58～34	歳 57～45	歳 58～49
所定内給与年額(最高～最低)		千円 2,908～ 2,336	千円 4,349～ 2,634	千円 4,734～ 3,230	千円 5,327～ 4,675	千円 6,341～ 5,077
年間給与額(最高～最低)		千円 3,792～ 3,114	千円 5,790～ 3,530	千円 6,487～ 4,350	千円 7,275～ 6,440	千円 8,340～ 6,917

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長、室長 事務長	部長	部長	局長	局長
人員 (割合)		人 8 (6.2%)	人 2 (1.5%)	人 2 (1.5%)	人 1 (0.8%)	人
年齢(最高～最低)		歳 58～48	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 6,983～ 6,012	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 9,274～ 7,985	千円	千円	千円	千円

注:7～9級における該当者が1または2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手、助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	人 352	人 0	人 64 (18.2%)	人 16 (4.5%)	人 79 (22.4%)	人 193 (54.8%)
年齢(最高～最低)		歳	歳 59～31	歳 43～29	歳 57～33	歳 62～41
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円 5,456～ 3,768	千円 5,430～ 4,066	千円 6,541～ 4,766	千円 10,574～ 5,784
年間給与額(最高～最低)		千円	千円 7,298～ 5,086	千円 7,442～ 5,593	千円 9,147～ 6,622	千円 14,619～ 8,025

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.2	63.5	63.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8	36.5	36.7
	最高～最低	45.2～32.7	47.7～30.2	46.3～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.3	66.9	65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.7	33.1	34.4
	最高～最低	51.2～32.1	47.8～29.7	49.4～31.1

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62	64	63
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38	36	37
	最高～最低	51.7～33.6	48.2～30.6	49.9～32.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.9	67.3	66.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.1	32.7	33.8
	最高～最低	44.3～32.7	47.8～30.3	44.3～31.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

102.2

対他の国立大学法人等

111.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

106.3

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 102.2	
	参考	地域勘案 100.8 学歴勘案 100.8 地域・学歴勘案 100.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>【給与水準が高くなっている理由】 特例法に基づく国家公務員の給与減額支給措置が平成24年4月1日から行われたのに対し、本学では同法に関連した給与減額支給措置を行うにあたり、労使交渉等での調整を慎重に行い、実際の減額実施を平成24年7月1日からとしたため、対国家公務員指数が高くなったものと考えられる。</p> <p>地域手当の支給割合が一律15%の本学と、様々な支給割合の国家公務員と比較しているため、対国家公務員指数が高くなったものと考えられる。</p> <p>平成24年度国家公務員給与等実態調査の「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」による行政職俸給表(一)適用者の最終学歴は、大学卒53.4%、短大卒13.0%、高校卒33.6%であるのに対し、本学は大学卒77.9%(うち大学院卒6.9%)、短大卒9.2%、高校卒12.9%であることにより、対国家公務員指数が高くなったものと考えられる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 本年度は国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた給与見直しの実施期間が短い が、法人の給与制度は国に準じており、給与水準は概ね適正であるとする。引き続き 適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 51.6% (国からの財政支出額 6,095円、支出予算の総額 11,802円:平成24年度予算)</p>	
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)</p> <p>【検証結果】 —</p>	
講ずる措置	平成25年度については、給与減額は12ヶ月分行われるため、比較指標については低くなるが見込まれる。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

107.1

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時 (平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,634,509	4,843,098	△ 208,589	△ 4.3	△ 235,215	△ 4.8
退職手当支給額 (B)	379,480	717,537	△ 338,057	△ 47.1	△ 219,467	△ 36.6
非常勤役職員等給与 (C)	1,159,001	1,070,558	88,443	8.3	98,236	9.3
福利厚生費 (D)	689,275	692,268	△ 2,993	△ 0.4	29,112	4.4
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,862,265	7,323,461	△ 461,196	△ 6.3	△ 327,334	△ 4.6

総人件費について参考となる事項

① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年比に関し参考となる事項

給与、報酬等支給総額については、採用抑制措置等による計画的な人員削減等により、前年度と比較して4.3%の減少となった。

退職手当支給額については、前年度との比較では47.1%の減少となった。

なお、このうち「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく措置を講じ、7,592千円の削減となった。

非常勤役職員等給与については、競争的資金等外部資金の増加による非常勤職員の雇用に伴い、前年度と比較して8.3%の増加となった。

これらにより最広義人件費は6.3%の減少となった。

② 臨時特例法に基づく給与削減を平成24年7月1日付けで行ったため、182,095千円の減額となった。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給基準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、次のように措置を行った。

- ・平成25年3月14日までに退職する教職員
退職手当の調整率を104/100で計算し支給した。
- ・平成25年3月15日以降に退職する教職員
退職手当の調整率を98/100で計算し支給した。

平成25年度以降の退職者については国と同様の措置を行う。